いじめ防止基本方針

二本松市立塩沢小学校

１　いじめ等問題行動に対する基本方針

いじめは「いじめは、人間として絶対に許されない」「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」「全ての児童等が被害者にも加害者にもなりうる」「いじめは生命，又は身体に重大な危険を生じさせうる」と考えることを基本とする。日常面で把握したことは、軽微な事と考えず、深刻ないじめへと発展する可能性あると捉え、絶えず子どもの変化を見逃さないように、全職員で情報を共有し、未然防止を図るとともに、早期発見・対応をする。

２　いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法第２条

３　いじめ防止等にかかる取組

（１）いじめの未然防止

①　支持的風土に満ちた（信頼関係で結ばれた、安心して活動できる、よいことや楽しいことを共感できる）学級経営や集団づくりを推進し、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係･学校風土を作る。

②　「わかる・できる授業」を展開し、成就感・自己有用感を高める。

③　児童がお互いの人格を尊重し、人と人との絆や「ひとつしかない命」の大切さを考え、心の発達を図る道徳教育を推進する。また、いじめが重大な人権侵害に当たり、刑事罰の対象になり得ることを理解させる。

④　心身ともに健康で安全な生活を送るために必要な基礎的な知識について理解を深め、児童自ら考え、判断し、行動する力を育成するための健康教育を行う。

⑤　児童の発達段階に応じて、自然体験活動、集団宿泊活動、ボランティア活動、割り班交流活動を行うことにより、心の通じ合うコミュニケーション能力、思いやりの心や規範意識を育成する。

⑥　「全職員が担任」という共通認識のもと児童が悩みを相談しやすい雰囲気作りに努めるとともに、日頃から担任一人が抱え込むのではなく、複数の目で子どもを見取り、情報を共有する体制や、児童や保護者の悩みに対応できる教育支援体制を整備する。

⑦　家庭で子どもの小さな変化を見逃さないことや、ＳＮＳの望ましい取り扱いについて保護者への啓発に努める。また、情報モラル教育や情報リテラシー教育に関する現状や対策について周知を図る。

⑧　教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、子どもを受け止めて認め、励ます指導の実践をめざすことはもちろん、教師自身も一人の人間として、常に謙虚さをもち、人間性を磨く。

⑨　児童が主体となって取り組むいじめ防止活動とその振り返りを行う。代表委員会が中心に話し合う場を設け、「自分たちの学校からいじめをなくす」という当事者意識を高めながら、児童の発意発想を生かした取組（ポスター作り、標語募集、放送での呼びかけ等）を行う。

（２）いじめの早期発見に向けた取組

①　いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくいことが多いことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかという疑いをもち、いじめを軽視したり隠したりすることなく積極的にいじめを認知し、早期の解消に努める。

②　児童から直接話を聞く教育相談の機会を設定し、校内の教育相談体制を見直し、充実を図る。

③　教育相談週間や定期的なアンケート実施により、児童理解といじめの早期発見に努める。また、アンケートには「校外」での生活についても振り返る項目を設置し、スポーツ少年団や習い事等、学校外で起こったことについても情報収集に努める。

（３）いじめの早期対応

①　いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告し、情報共有する。いじめの指導に際しては、必ず複数の教員での対応を基本とし、組織的な判断、対応に努める。

②　いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、共感的に受け止めながら事実関係を聞く。いじめたとされる児童に対しては、事実を確認したうえで、毅然とした態度を取りながらも、人格の成長支援の視点に立ち、教育的配慮の下、内面理解に基づいた働きかけをする。

③　いじめの事実関係について、被害者と加害者、場合によっては周囲の児童から速やかに十分な聞き取りを複数の教師で行い、食い違いがないか確認する。事実関係が整理できた時点で、被害者の保護者及び加害者の保護者に報告する。被害児童及び保護者に対して、学校としての解決に向けた取り組みを伝え、支援をしていく。加害者に対してどのような指導を行うのか決定する。

④　ＳＮＳ上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童から聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講じる。

※　いじめを認知した後、速やかに「いじめに関する報告書」を作成し、二本松市教育委員会に報告する。（担任→生徒指導主事→管理職→市教委）

（４）再発防止に向けた取組

①　被害児童が安心して学校生活を送ることができているか等について、本人及び保護者に定期的に聞く場を設け、被害児童を継続して見守る。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

【いじめ解消の条件】
・いじめに係る行為が少なくとも３ヶ月間止んでいること。
・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

②　加害児童には、目標をもった充実した学校生活が送れるよう保護者と連携しながら支援を行う。必要に応じ、SC等を活用して継続的なケアを行う。

③　いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題としてとらえさせ、被害者の立場になってそのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて行動の変容につなげる。

（５）取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、取組状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するととにも「いじめ防止対策委員会」を中心に、基本方針を点検し、見直しを図る。

（６）　重大事態発生時の対応

「重大事態」とは

○　いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
・　児童が自殺を企図した場合　　・　身体に重大な傷害を負った場合
・　金品等に重大な被害を被った場合　　・　精神性の疾患を発症した場合
○　いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
○児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

①　重大事態が発生した場合は、速やかに市教育委員会を通じて市長へ報告する。

②　重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者の他、第三者からなる組織を設け調査する。

③　重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対しアケート等を行

い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されることがないよう配慮する。

④　被害児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を十分に踏まえる。

⑤　「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談･通報の上、警察と連携した対応をとる。

４　いじめ対策防止委員会

「いじめ対策防止委員会」を設置し、学校が組織的にいじめ問題に取り組むにあたって中心となる役割を担う。

（１）構成員

○　校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、担任

（２）組織の役割

○　学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善

○　いじめの相談･通報の窓口

○　いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関する情報の収集と記録・共有・分析

○　緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制･対応方針の決定と保護者との連携　など

５　年間取組計画　　※担当（①:各担任　②:生徒指導主事　③：いじめ対策委員会）

○いじめ実態調査（学校生活アンケート）は、時期に合わせた内容を実施する。

	月	各教科・領域	面談･実態調査	校内	保護者・地域
1学期	4	道徳科① 「親切・思いやり」「節度・節制」 「勤労・公共の精神」		いじめ防止対策委員会 生徒指導協議会① （学校いじめ基本方針の確認）	学年懇談会①
	5		・しおざわっ子 アンケートＡ① ・教育相談Ａ①	生徒指導協議会② （アンケートを受けた児童の情報・教師の関わりについての共有）	
	6	学級活動① 1・2年 総合①3～6年 「情報モラル」			家庭訪問 第1回学校運営協議会 民生児童委員訪問 学年懇談会①
2学期	8		・しおざわっ子 アンケートＢ① ・教育相談Ｂ①	いじめ防止対策委員会 生徒指導協議会② （アンケートを受けた児童の情報・教師の関わりについての共有）	
	10				第２回学校運営協議会
	11		・しおざわっ子 アンケートＣ① ・教育相談Ｃ①	生徒指導協議会② （アンケートを受けた児童の情報・教師の関わりについての共有）	個別懇談①
	12				個別懇談①

3学期	1		・しおざわっ子アンケートD① ・教育相談D①	いじめ防止対策委員会（学校いじめ基本方針の見直し）	
	2				第3回学校運営協議会 学年懇談会①
	3	↓			

〈具体的ないじめの様態〉

（１） 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ○ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
- ○ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
- ○ 存在を否定される。

（２） 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ○ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
- ○ 遊びやチームに入れない。
- ○ 席を離される。

（３） ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ○ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
- ○ 叩く、殴る、蹴る、つねるなどが繰り返される。
- ○ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。

（４） 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ○ 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
- ○ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。

（５） 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ○ 使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
- ○ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理矢理させられる。
- ○ 衣服を脱がされたり、髪の毛を切られたりする。
- ○ 靴に画鋲やガムを入れられる。

（６） ＳＮＳで、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ○ パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
- ○ いたずらや脅迫のメールが送られてくる。
- ○ ＳＮＳ(ソーシャル･ネットワーキング･サービス)のグループから故意に外される。

〈特に配慮が必要な児童〉

特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

ア 発達障害を含む障害のある児童

イ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童

ウ 性同一障害や性的思考・性自認に係る児童